

事 務 連 絡
平成 30 年 6 月 1 日

各地方公共団体
地域再生担当者 各位

内閣府地方創生推進事務局

地域再生エリアマネジメント負担金制度及び商店街活性化促進事業に係る
平成 30 年度 地方創生推進交付金（第 2 回）の活用について（留意事項）

今般、地域再生法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 38 号。以下「改正法」という。）が平成 30 年 6 月 1 日に公布・施行されました。

これにより、今回施行された改正法による改正後の地域再生法（平成 17 年法律第 24 号。以下「法」という。）において、

- ・「地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）」（法第 5 条第 4 項第 6 号）
- ・「商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置（商店街活性化促進事業）」（法第 5 条第 4 項第 7 号）

が制度創設されました。

当該制度に基づく事業を促進するため、地方創生推進交付金を活用することも考えられることから、地方創生推進交付金及びこれらの事業に関する事項が同一の地域再生計画に併記されているときは、弾力的な取扱いを行うとしたところです。

つきましては、平成 30 年度における当該取扱いに関しては、以下に留意して地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請をお願いします。なお、その際、

- ・地方創生推進交付金の申請にあたっては、平成 30 年 4 月 27 日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「平成 30 年度地方創生推進交付金（第 2 回）に係る実施計画等の作成及び提出について」（以下「地方創生推進交付金事務連絡」という。）
- ・地域再生計画の申請にあたっては、平成 30 年 6 月 1 日付内閣府地方創生推進事務局発事務連絡「第 49 回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（地域再生法の一部を改正する法律の施行に伴う事前相談及び認定申請受付）」（以下「地域再生計画事務連絡」という。）

を御確認いただき、地方創生推進交付金及び地域再生計画に係る必要な手続きを内閣府地方創生推進事務局まで遺漏なく行うようお願いします。

1. 弾力措置の内容

(1) 適用要件

法に基づき以下の事業を行おうとする市区町村が、これらの事業を促進するため地方創生推進交付金を活用しようとする場合において、地方創生推進交付金及びこれらの事業に関する事項が 同一の地域再生計画に併記 されていること。

- a.法第5条第4項第6号に規定する事業（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- b.法第5条第4項第7号に規定する事業（商店街活性化促進事業）

(2) 弾力化の内容

追加1事業に限り、地方創生推進交付金の申請事業数の上限（市区町村：原則4事業）の対象外とします。

2. 実施計画及び地域再生計画の提出にあたっての留意事項

(1) 手続き等

地方創生推進交付金及び地域再生計画の申請にあたっては、基本的にはそれぞれ地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡に記載のとおり、手続きを行うようお願いいたします。ただし、下記赤字・下線の事項については、地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡と取扱いが異なりますので御注意ください。

(2) 事前相談について

本件に係る地方創生推進交付金及び地域再生計画の事前相談受付期間は、平成30年6月1日（金）から平成30年6月13日（水）15時までとします。この期間に受け付けた事前相談への回答は平成30年6月15日（金）までに行う予定としております。

事前相談は、メールを通じて、後述の窓口まで御連絡ください。

※本弾力措置分に係る事前相談については、都道府県での取りまとめは不要です。

(3) 提出期間

地方創生推進交付金の実施計画及び地域再生計画の提出期間は、地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡のとおり、平成30年6月18日（月）から平成30年6月21日（木）15時までとします。また、提出先も地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡に記載の提出先と同様となります。

※弾力的な取扱いを受けようとする場合、上記の提出に併せて、後述の窓口（事前相談先）までメールにてご報告ください（提出資料等も同様に添付願います）。

(4) 地方創生推進交付金の実施計画の記載（留意点）

地方創生推進交付金の実施計画における事業タイプ及び事業分野については、地方創生推進交付金事業で実施する事業内容を踏まえて、適当なものを選択ください。

また、弾力的な取扱いを受けようとする場合には、地方創生推進交付金の実施計画において、

- ✓ 「③関連事業の概要」のうち「<交付対象事業とは別に行う関連事業がある場合、以下に記載>」欄に、地域再生エリアマネジメント負担金制度又は商店街活性化促進事業において実施する内容を記載して下さい。

【留意事項：当該実施内容に対して、地方創生推進交付金とは別に予算措置をしている場合はその予算額を記載してください。予算措置をしていない場合は、「－」と記載して下さい。】

- ✓ 「④交付対象事業の重要業績評価指標（KPI）、経費内訳、費用対効果分析等」のうち「<交付対象事業実施期間全体>」の
・「地域再生法第5条第4項第6号に規定する事業（地域再生エリアマネジメント負担金制度）を促進する事業」の該当の有無」欄
・「地域再生法第5条第4項第7号に規定する事業（商店街活性化促進事業）を促進する事業」の該当の有無」欄
のいずれかに該当する旨を記して下さい。

(5) 地域再生計画の記載（留意点）

1. (1) のとおり、弾力的な取扱いを受けようとする場合には、地方創生推進交付金及び以下の事業に関する事項が同一の地域再生計画に併記されていることが必要です。

a. 法第5条第4項第6号に規定する事業（地域再生エリアマネジメント負担金制度）

b. 法第5条第4項第7号に規定する事業（商店街活性化促進事業）

3. その他

本件について、不明な点等がありましたら、それぞれ以下の問合せ先までお問合せ下さい。

なお、通常の地方創生推進交付金及び地域再生計画に関する問合せについては、それぞれ 内閣府地方創生推進事務局の担当者（地方創生推進交付金事務連絡及び地域再生計画事務連絡に記載）まで お問合せ下さい。

【本件に関する問合せ先・事前相談先】（２．（２）関係）

※以下に加えて、e.chiiki@cao.go.jpにも併せて連絡・提出してください。

a. 「地域再生エリアマネジメント負担金制度」関係

内閣府地方創生推進事務局 中山、川上、山本、堀越

TEL : 03-5510-2457

e.area-management1@cao.go.jp

b. 「商店街活性化促進事業」関係

内閣官房副長官補まち・ひと・しごと創生本部事務局 栗島、仲谷、中津瀬

TEL : 03-6257-1417

shoutengai@cao.go.jp

【地方創生推進交付金の実施計画及び地域再生計画の提出先】（２．（３）関係）

※以下に加えて、上記 a.又は b.にメールにて報告してください。

- ・実施計画：地方創生推進交付金事務連絡に記載の提出先
- ・地域再生計画：地域再生計画事務連絡に記載の提出先